

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和5年3月15日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200206 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2200010 号

## 第 1 結論

昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 39 年 6 月 1 日までの請求期間、昭和 40 年 5 月 1 日から昭和 43 年 4 月 11 日までの請求期間及び昭和 43 年 4 月 11 日から昭和 52 年 2 月 25 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 39 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 5 月 1 日から昭和 43 年 4 月 11 日まで  
③ 昭和 43 年 4 月 11 日から昭和 52 年 2 月 25 日まで

私が 20 歳になったお祝いに、当時同居していた父が国民年金の加入手続をしてくれた。請求期間①、②及び③の国民年金保険料は、結婚後、A市のB社宅からC社宅に転居するまでは両親が払ってくれていたと思う。C社宅に転居した後は、社宅の集金により自分で国民年金保険料を納付したが領収書は貰えなかった。年金の記録によると、請求期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっているので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、自分が 20 歳になった時に当時の住所地であるD市において父親が国民年金の加入手続をしてくれた旨陳述しており、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金の記号番号(\*)は、昭和 36 年 3 月にD市において、請求者の両親と連番で払い出されていることが確認できる。

しかしながら、D市及び請求者の婚姻後の住所地であるA市の国民年金被保険者名簿並びに国民年金被保険者台帳によると、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す記載は確認できず、D市及びA市は、請求者の請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料納付記録については、資料の保管がないため確認できない旨回答している。

また、請求者は、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料について、婚姻後、A市のC社宅に転居(原戸籍の附票によると昭和 43 年 8 月 27 日)するまではD市の両親が納付しており、同社宅に転居後は、婦人会費等と一緒に社宅の集金により自分で納付していた旨主張しているところ、請求者の両親は既に亡くなっており、A市は、C社宅における納付組織の有無及び納付組織による国民年金保険料の集金については確認できず不明である旨回答している。

さらに、前述の国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿によると、請求者が昭和 52 年 2 月に国民年金に任意加入した際に、昭和 36 年 3 月にD市において払い出された国民年金の記号番号(\*)とは別の国民年金の記号番号(\*)が請求者に対して新たに払い出されていることが確認できるが、当該記号番号(\*)では、任意加入する前の期間である

請求期間①、②及び③については、国民年金に未加入とされているため、国民年金保険料を納付することは制度上できなかったものと考えられる上、日本年金機構は、請求者に対する他の国民年金の記号番号の払出しはない旨回答している。

このほか、請求者及び請求者の両親が、請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。